

第202回 小樽市都市計画審議会 議事録

[開催日時] 令和7年2月14日(金) 14時00分～15時30分

[開催場所] 小樽市役所本庁舎 別館3階 第2委員会室

[会議次第]

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 諮問事項

・小樽市立地適正化計画について

(2) その他

4 閉 会

[出席委員] (委員名簿順)

たかの しんえい 高野 伸栄 委員、おおつ しょう 大津 晶 委員、ひらまつ まさと 平松 正人 委員、あきもと ともり 秋元 智憲 委員、おもの だいすけ 面野 大輔 委員、

たかの 高野 さくら 委員、なかばち じゅんじ 中鉢 淳二 委員、なかむら いわお 中村 岩雄 委員、うえのやま てつお 上野山 哲央 委員、こんの ゆたか 今野 豊 委

員、さいとう ともこ 齋藤 智子 委員、ささき きよたか 佐々木 清貴 委員、まえかわ ひとし 前川 仁 委員

以上 13名

[欠席委員] (2名)

きたじま よしはる 北島 吉治 委員、しょうだ とおる 正田 亨 委員

[説明のための出席者]

《建設部》 松浦部長、山岸次長、三浦主幹

《都市計画課(事務局)》 佐藤課長、高橋(卓)主査、高橋(由)主査、高橋(和)

目次

1 開会	2
2 挨拶	2
3 議題	3
(1) 諮問事項	3
【質疑】	16
【採決】	20
(2) その他	21
4 閉会	21

1 開会

《事務局》

それでは、定刻となりました。

本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、本日御出席予定の１３名の委員の皆様全員がお揃いでありまして、小樽市都市計画審議会条例に規定される定足数を満たしておりますので、ただ今から第２０２回小樽市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております都市計画課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題についてですが、諮問事項として「小樽市立地適正化計画」について御審議いただきます。

それから、配布資料の確認につきましては、後ほど、担当からさせていただきます。

なお、本日の審議会も公開ということで進めさせていただきたいと思っております。

2 挨拶

《事務局》

それでは、次第にしがいまして、高野会長から御挨拶をいただきましてから、以降の議事進行をお願いしたいと思います。では、高野会長、よろしくお願いいたします。

《会長》

皆さんこんにちは。大変天候の悪い中お集まりいただきありがとうございます。

ただ今御紹介がありましたように、本日は、「小樽市立地適正化計画」の諮問ということでございますので、これに対する御議論をお願いするところでございます。

この立地適正化計画につきましては、昨年の１１月に本審議会で協議をしていただいたところでございます。その後、住民説明会ですとか、パブリックコメントを経て、今日に至ります。

立地適正化計画というのは、まちにとって非常に重要な計画でございます。

立地適正化計画策定委員会におかれまして、大変熱心に御検討いただいて、その力作ということで今日、我々の方で御議論させていただくということになってございます。大津策定委員長及び委員の皆様、本当にどうもありがとうございました。

また、前回の審議会において、ＪＲが止まってしまいまして、急遽欠席ということで、大津委員には職務代理者として議事の進行を務めていただきました。どうもありがとうございました。

ということで、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

報道機関の方の写真撮影でございますけれども、これ以降については、御遠慮いただきたいと思っております。

それでは、諮問事項の小樽市立地適正化計画について、事務局の方から、資料の御説明をいただきたいと思います。

3 議題

(1) 諮問事項

《事務局》

都市計画課の高橋と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

諮問事項「小樽市立地適正化計画」について、御説明させていただきます。

本日は、先日、2月7日に開催しました第10回の小樽市立地適正化計画策定委員会において、協議の上、とりまとめられ、市長へ手交された計画案について、御審議をお願いするものであります。

なお、本計画案については、前回の第200回の都市計画審議会での協議以降、国や道との協議、市議会議員への報告会などで御意見をいただき、微修正を加えた上で、パブリックコメントと説明会を実施しておりますが、本日は、パブリックコメントの結果や説明会での御意見などについて、御説明させていただいた後、前回の審議会と同様に、計画案につきまして、修正した概要版で、要点を絞って、改めて御説明させていただきます。説明時間としては、おおむね1時間程度を予定しております。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

次第の下段に、資料名を記載しております。事前配布資料として、資料の右上に資料番号を記載しておりますが、「次第」、「資料No.1」と「資料No.2」、「参考資料1」から「参考資料4」、当日配布資料として、本日、机上配布いたしました「座席表」、「諮問書の写し」、簡易製本しておりますA4版の「計画案の本編」とA3版の「概要版」、そして、「参考資料2・説明用」となります。

過不足等がございましたら、説明の途中でもかまいませんので、事務局までお知らせください。

また、スクリーンと資料は同じ内容となっておりますが、スクリーンでは見えにくい箇所もあるかと思いますので、スクリーンに表示いたしますが、お手元の資料のページで御説明してまいります。

参考資料1

まず、はじめに、「参考資料1」を御覧ください。「1 パブリックコメント結果について」として、その概要を御説明させていただきます。

上から、

- (1) の実施期間は、昨年12月6日から今年の1月6日まで
- (2) 意見の提出者は14人
- (3) 件数は57件
- (4) 計画案を修正した件数は1件

で、その他の意見については、修正までには至らないと判断いたしました。

その下、(5) 意見の内容等ですが、次のページの「意見の概要」と、御意見に対する市の考え方などを記載した「参考資料2」で御説明させていただきます。

なお、この「参考資料2」が市民への公表用の資料となりますが、意見が57件と多

く、時間も限られておりますことから、本日は、この資料に着色などして机上配布いたしました説明用の「参考資料2」で、その概要を御説明させていただきます。

それでは、まず「参考資料1」のページをめくっていただき、次のページの「意見の概要」を御覧ください。

ページの一番上、灰色、グレーで着色しているところになりますが、「(1) 計画案の内容に関わるもの」が55件、そして、一番下、「(2) 今後の参考にしたもの」が2件で、「(1) 計画案の内容に関わるもの」55件のうち、黄色で塗っているところ、修正したものが1件、その下、修正せずに回答のみとしたものが38件、その下、関連部署と共有し、具体の事業等を検討する際の参考としたものが16件としております。

また、一番下の「(2) 今後の参考にしたもの」の概要としては、町内会からパブリックコメントを求めるような行動が必要、全庁的な組織の設置が必要。という御意見をいただいております。

参考資料2

続きまして、説明用の「参考資料2」を御覧ください。

1 ページ

まず、1ページの左上、「4 意見等の概要及び市の考え方」と書いてあるところの下、米印(※)の「立地適正化計画について」というところを御覧ください。

具体的な居住の誘導に関する実施事業についての御意見が一定数あったことから、立地適正化計画がどのような計画なのか要点を記載するとともに、実施事業に関しては、計画の範囲外であることを前段に記載しております。

その内容としては、1段落目では、この計画は、基本方針、マスタープランであること、2段落目では、40年後を見据え、ライフスタイルに応じて住む場所を選択できるように区域設定をしていること。3段落目では、設定した区域の特徴などを記載し、4段落目では、誘導施策に基づく実施事業は、計画策定後、関連計画等を所管する各部署で検討した上で実施していく予定であること、5段落目では、具体的な事業に関する御意見は計画の範囲外となり、今後の検討材料として参考にさせていただく旨、記載しております。

具体的には、右上の吹き出しのところを御覧いただきたいのですが、今回のパブリックコメントでは、具体の施策に関する御意見が No.1 から記載のとおり16件あり、その御意見に対しては、市の考え方として、意見のNo.1 を例にとりますと、「本計画は、将来目指す都市構造とその実現のための取組を示すマスタープランであり、案のとおりとします。御意見は、関係する部署と共有し、具体の事業等を検討する際の参考とさせていただきます。」としており、残り15件についても、統一した回答としております。

それでは、主な御意見と市の考え方について御説明させていただきます。

薄い黄色で着色している御意見のNo.3のところに張り付けております凡例を御覧いただきたいのですが、凡例の上から、黄色が計画案を修正した御意見、ピンクが「まちや社会の将来像」に関する御意見、薄黄色が「コンパクト」に関する御意見、薄緑が「ネットワーク」に関する御意見そして、水色の「今後の取組の参考」として、御意見の内容から

5つに区分し、その主な意見の内容と市の考え方を抜粋して御説明させていただきます。

まず、今御覧いただいているNo.3、薄黄色の「コンパクト」に関する御意見ですが、主に下線を引いているところを要約しますと、その要旨としては、「効率的に住民サービスを提供するため、「ゆとり居住エリア」の居住者に、公共サービスが限定的になることを了解して欲しいということか」といった御意見となります。

表の右側、市の考え方としては、主に下線部分、居住者が少なくなる「ゆとり居住エリア」では、公共サービスが限定的とならざるを得ないこと、直ちに限定的となるのではなく、集約の過程においては、日常生活に必要な一定の公共サービスは維持していくこととしていることから、案のとおりとします。としております。

5 ページ

次に、ページが飛びますが、5 ページを御覧ください。

御意見を踏まえ、黄色の「計画案を修正」したのですが、No.28、都市計画区域を示す黄色い線が目立たなく見づらい。という御意見になります。

参考資料3

ここで、A4版横カラーの「参考資料3」を御覧ください。

これは、資料No1小樽市立地適正化計(案)8ページに図に対する意見となりますが、左側が新、修正後、右側が旧、修正前になり、左側の図のとおり、都市計画区域の黄色い線を見えやすくするとともに、併せて、角度を調整して、地形の起伏を分かりやすくしております。

参考資料2

6 ページ

「参考資料2」に戻りまして、6 ページを御覧ください。

No.35、水色の「今後の取組の参考」とした御意見ですが、その要旨としては、「除排雪、墓地に関する課題を追加、空き家対策と連動した施策を展開すべき」といった御意見で、市の考え方としては、冒頭でも御説明しましたとおり、マスタープランであり、案のとおりとし、具体の事業等を検討する際の参考とさせていただきます。としております。

次に、その二つ下、No.37、薄黄色の「コンパクト」に関する御意見ですが、その要旨としては、「空き家の解体に関することが大きな課題のはずであるが触れていない」という御意見で、市の考え方としては、主に下線部分、空き家については、所有者等において適正に管理することが必要であること、また必要に応じて市が管理等を促す方策を検討する旨を記載していることから、案のとおりとします。としております。

7 ページ

次に、見開き右の7 ページを御覧ください。

No.39とNo.40、ピンク色の「まちや社会の将来像」に関する御意見ですが、その要旨としては、No.39は、「デジタル化による20、40年後の変化を想定し、計画に織り込むべき」といった御意見で、No.40も関連した御意見となります。

左側の意見の概要、その要旨としては、No.39は、40年後の将来はデジタル化が進み

市役所に行く必要がない、食材も安価にネットで調達できるということを前提として、区域やエリアを再定義してはとの御意見、No.40の要旨としては、40年後に存在する行政施設は何かということを前提においた方がよいのではという御意見となっております。

市の考え方としては、主に下線部分、No.39は、デジタル化の進展に伴う社会変化への柔軟な対応も含め、5年ごとに計画の進捗状況を精査・検討すること、No.40は、40年後の将来の変化は予見できず、計画の範疇ではないということで、案のとおりとします。としております。

9 ページ

次に、9 ページを御覧ください。

No.49、水色の「今後の取組の参考」とした御意見ですが、その要旨としては、「銭函駅から星置経由の循環バスを運行し、銭函3丁目が星置に近いということを人口対策に生かして欲しい」といった御意見で、市の考え方としては、マスタープランであり、案のとおりとし、具体の事業等を検討する際の参考とさせていただきます。としております。

10 ページ

次に、10 ページを御覧ください。

No.52、薄緑色の「ネットワーク」に関する御意見で、その要旨としては、「コンパクト・プラス・ネットワークは、公共交通網を充実させなければ、絵に描いた餅で終わる」といった御意見で、市の考え方としては、主に下線部分、ネットワークは、個別の対応で将来的に確保するのではなく、多様な移動手段の組み合わせを含めた包括的な視点での確保に努めることとなりますので、案のとおりとします。としております。

次に、このページ一番下、No.54、薄黄色の「コンパクト」に関する御意見で、その要旨としては、「適正地に移れというのなら市は援助してくれるのか。」といった御意見で、市の考え方としては、主に下線部分、市の援助を前提にするのではなく、御自身のライフステージの変化などに応じ、無理のない範囲において、居住環境の選択を検討していただくものであるとしております。

11 ページ

次に、見開き右の11 ページを御覧ください。

No.55、水色の「今後の取組の参考」とした御意見で、11 ページから、3 ページにわたって、長文で、西部地区の維持・発展を願って出された御意見になりますが、その要旨としては、13 ページの一番下に記載のとおり、「立地適正化計画に西部地区活性化のエキスを一部でも盛り込んで欲しい」ということで、市の考え方としては、本計画は、マスタープランであり、案のとおりとし、関係する部署と共有し、具体の事業等を検討する際の参考とさせていただきます。としております。

14 ページ

次に、14 ページを御覧ください。

No.56、ピンク色の「まちや社会の将来像」に関する御意見ですが、その要旨としては、「就職などで市外に出た方が、リターンしたい、住みたいと思える持続可能なサイクルができるかどうかが大切であり、人口減少だけ考えて集約させるのではなく、全体の連携

も考えた方がよい」といった御意見で、市の考え方としては、本計画は、単なる居住地を集約するのではなく、近年の価値観やライフスタイルの多様化などを反映させ、世代を問わず、ご自身のライフステージに応じた居住環境の選択が可能となることを目指していること、また、郊外の自然に恵まれた地域でも、その地域ならではのゆとりのある環境で住み続けていくことができるよう取り組み、全市的に均衡の取れた発展を目指すものでありますので、案のとおりとします。としております。

パブリックコメントの結果は以上になります。

参考資料 4

続きまして、「参考資料 4」を御覧ください。

昨年末、市内 4 会場で説明会を開催し、長時間にわたり、多くの様々な御意見をいただきました。

このうち、蘭島会館と塩谷サービスセンターでの説明会については、どちらかというと行政運営や人口対策など、計画に関する御意見以外の意見が多い状況にあり、また、説明会に参加し出された御意見を、再度パブリックコメントでも出されている方が多く重複している御意見もございますが、計画に関する主な御意見を報告させていただきます。

上から、①蘭島会館での御意見で、パブリックコメントと同じような意見になりますが、下線部分、地域特性活用居住区域は、自家用車に依存しながらというのが、路線バスが減便されている中で、車が運転できなくなったらどうするのか。という御意見。

次にその下、②塩谷サービスセンターでの御意見ですが、下線部分、夕張ではコンパクト政策を進めたが、結果として失敗している。小樽もそうなるのではないか。という御意見。

次に、③銭函市民センターでの御意見ですが、上から三つ目のポツの主に下線部分、立地適正化計画が制度化されてから既に 10 年が経過している。他の市町村は既に策定し、施策を進めている。小樽の対応が遅すぎる。

その下のポツ、地域内にラルズ規模の商業施設が少ない。工業地を活用することはできないか。

一番下のポツ、40 年後の小樽市の人口が約 4 万 2 千人と推計されているとのことだが、銭函地域の占める割合が全人口の 1 割と考えた時に、40 年後には 4 千人となる。現在の施設を維持できるのか疑問である。という御意見。

次に、④市民会館での御意見ですが、黒丸の一つ目、計画全般の御意見ですが、上から二つ目のポツの下線部分概要版が分かりづらく、理解が難しい。

その下のポツ、行政のみでは無理で、市民と一緒に 40 年先を見据えてとのことだが、見捨てられていると感じないよう、より多く市民に説明していくことが大事である。

その下のポツ、塩谷や高島などは、一般都市機能誘導区域に指定されているが、古くから歴史や文化が育まれてきた重要な地域である。これを将来につなげていく必要がある。

次に、黒丸の二つ目、区域・施設・施策関連の御意見ですが、上から二つ目のポツの下線部分、区域外に住んでいるが、人口減少が進む中では仕方がないと思う。将来、区域内への移転を考える際、固定資産税の減免などがあると、その判断につながるのでは。

その下のポツ、将来、まちなかへの移転を考えているが、策定後、施策などをどのように進めていくかなど、今後のアクションについて教えて欲しい。という御意見をいただいております。

こうした説明会においていただいた御意見に対して、事務局から回答させていただきましたが、立地適正化計画に対しては、一定の御理解が得られたものと考えております。

参考資料 1

1 ページ

次に、「参考資料 1」に戻りまして、1 ページの下段を御覧ください。

これまでの経過は割愛させていただき、今後の予定について、御説明させていただきます。

太字で記載しております、本日の都市計画審議会において、答申が得られましたら、3 月下旬には計画を策定したいと考えております。

なお、この計画は、策定し、公表することにより、届出制度などの法的な効力が発生することになりますが、市民生活等への影響を考慮し、策定後の 4 月から 6 月までの 3 か月間、周知期間を取り、7 月 1 日から届出制度を開始いたしたいと考えております。

概要版

それでは、本日机上配布いたしました A3 版横の概要版を御用意願います。

ページをめくりまして、ページの一番下、真ん中にページ番号を記載しております。

1 ページ

1 ページを御覧ください。

前回の協議の際にも御説明しておりますことから、要点を絞って御説明いたします。

ページ左側上の一つ目の黒の下向きの三角、「どうして今、立地適正化計画の策定が必要なのか」として、四角枠で囲っておりますが、本編の第 1 章に記載している内容となります。

計画策定の必要性では、一つ目の四角部分、人口減少では、約 20 年後に人口はピーク時の約 3 分の 1 となり、高齢者も増加すること。

その下の四角部分、これらの状況により、将来的にまちの活力や利便性が低下し、負のスパイラルに陥る可能性があること。

その下の四角、この事態に対し、小樽市では、「第 7 次小樽市総合計画」に基づき、①人口減少への挑戦 と ②将来人口の適応 について取組を進めておりますが、立地適正化計画で、主に②将来人口の適応に関する計画を進め、ページ左側の一番右下部分、国土交通省の「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を取り入れ、持続可能で効率的なまちづくりを目指す目的で「小樽市立地適正化計画」を策定することを記載しています。

次に、ページ右側上、黒の下向きの三角のところ、「立地適正化計画とはどんな計画で、何を決め、市民生活への影響はあるのか」として、計画の概要については、先ほど御説明した内容ですので、割愛させていただきますが、右下部分に、よく誤解される部分を計画

のポイントとして、上から、

- ・ 中心市街地だけに人や施設を集めるものではないこと。
 - ・ 郊外での生活は今後も可能で、強制的な移転を求めるものではないこと。
 - ・ 集約は短期間でなく、長期的に緩やかに進めること。
 - ・ 土地価格は急激に変動せず、地価水準の底上げが期待されること
- を記載しております。

2 ページ

ページをめくりまして2ページを御覧ください。

ページ左側上の黒の下向きの三角、「将来にむけて、計画によりどのような課題を解決しなければならないのか」として、本編の第2章の内容になります。

上段の青に白抜き文字、「都市構造上の特性」のところで、坂が多く平坦な土地が少ない地形上、既に一定程度コンパクトな市街地が形成されていることを把握した上で、その下、青に白抜き文字、「計画により解決すべき課題」として、ポツの一つ目、このままの市街地の広がり、規模では、将来の人口減少により、まちの活力やにぎわい、生活利便性の低下が懸念される課題があることを指摘した上で、右下の緑色枠内に、将来に向けて解決すべき課題の対応を示しております。

なお、様々な分析のうち、真ん中の図は、人口密度についての現状と将来を示しています。黄色・オレンジ・赤といった暖色系が、一般的に利便性のある市街地といわれるエリアで、ヘクタールあたり人口密度40人以上の区域です。

このままの広がりを持った都市構造では将来、中心市街地や新光周辺以外は人口密度が低下し、利便性等が低下する可能性を比較的理想しやすいものとして掲載しています。

これを踏まえて、次に、ページ右側上の黒の下向きの三角のところ、「課題解決に向け、どのようなまちづくり、都市構造を目指すのか」として、本編の第3章の内容になりますが、上段から中段にかけて、立地適正化に関する基本的な方針を示しております。

基本方針は、真ん中の三つの四角にあるように、持続可能で効率的なまちづくりを目指し、「居住」「都市機能」「交通ネットワーク」の視点で方針を示しています。

要約しますと、居住については、「安全・安心」、「拠点等を中心とした日常生活圏の形成」、「緩やかな誘導集約」を、都市機能については、「各拠点に応じた都市機能を確保する」ことを、交通ネットワークについては、「拠点間などの移動を支える交通ネットワークの形成」を掲げ、この実現策として、矢印部分、「居住誘導区域の設定」「都市機能誘導区域の設定」「基幹的公共交通軸の設定」へとつながっています。

そして、ページ下段には、方針を踏まえた「本市が目指すべき都市の骨格構造」を示しています。

その構造としては、黒丸の一つ目、第2次小樽市都市計画マスタープランを踏まえ拠点を設定するとともに、中心拠点、小樽駅周辺を中心として、海岸沿いなどに配置された複数の地域拠点等、全13拠点が、基幹的公共交通軸を介して結ばれた構造としています。

ここまでの、第1章から第3章の基本方針に関する内容になります。

ページをめくりまして3ページを御覧ください。

ここからの内容では、基本方針に基づき、大きなポイントが二つございます。

まず、区域設定にあたっては、「40年先を見据えた計画」であることが大きなポイントの一つとなります。立地適正化計画は、20年後を見据えた計画とするのが一般的になり、本計画の計画期間も都市マスと合わせおおむね20年後としておりますが、本市は、他都市と比較して、人口減少が顕著であることから、さらにその先の将来、40年先を見据えた都市構造としております。

また、もう一つの大きなポイントとして、近年のライフスタイルやワークスタイルなどの多様化を受け、多様なライフスタイルが選択できるよう、市民自らの意思で居住エリア、居住区域を選択していただく形、「自由選択制」としていることとなります。

まずは、自由選択制を加味した区域選定についてです。ページ左側上の黒の下向きの三角のところ、「居住誘導区域はどこに定めるのか、その区域の外側、区域外は、人が住めないようにするのか、ライフスタイルの多様性に応じた居住地の選択はできないのか」として、本編の第4章 居住誘導区域等の内容になります。

具体的に図で説明をいたします。上の「居住地 選択イメージ図」を御覧ください。重要となるようになりますので、各エリア、各区域について、掘り下げて説明いたします。

まず、真ん中の市街化区域を、二つの居住エリアに区分します。一つは ゆとり居住エリア、もう一つは、居住推奨エリアです。右側の居住推奨エリアは、都市型居住推奨区域、地域特性活用居住区域、戸建居住推奨区域の三つの区域に区分し、都市型と戸建を法に基づく居住誘導区域としています。左側のゆとり居住エリアについては、一般居住区域と自然共生区域に区分しており、市街化区域を二つのエリアと5つの区域に区分しています。

なお、イメージ図の「ゆとり居住区域」の枠の下に、「その他区域」とありますが、土砂災害警戒区域などの災害のおそれのある区域や、法令により住宅が建てられない区域などを「その他区域」として、二つの居住エリアから除外しております。

次に、その下赤の枠内、「居住推奨エリア」は、将来にわたって利便性を確保し、住みやすい住環境を備えた居住エリアとして、法定の居住誘導区域である「①都市型居住推奨区域」は、将来にわたって、利便性の高い暮らしを享受することができる区域で、集合型の居住形態を主体とした高い人口密度、40人/ha以上を確保。同じく 居住誘導区域である「②戸建居住推奨区域」は、都市基盤が整った閑静な街並みでゆったりとした暮らしを享受できる区域で、低層住宅を主体とした 閑静なまちなみにふさわしい住環境を確保することとして、参考の人口密度をおおむね30人/ha程度としております。

そしてその下、小樽市独自の区域である、「③地域特性活用居住区域」は、古くから地域の中心的な役割を果たしてきた生活拠点や移住が期待される区域で、恵まれた自然環境などの地域の特性を有効に活用しながら既存生活サービス機能の維持等を図ることとしております。一番下の段落、そのエリア形成の考え方としては、一定の利便性が確保された環境で、『住み続けたい』という想いに応える居住地となるよう、国等の支援の活用や市独自の施策等により、それぞれの特性に応じた利便性の充実に努め、魅力を高めな

がら、長期間かけて緩やかに居住等の集約を図っていくこととしております。

次に、左側の緑の枠内、「ゆとり居住エリア」は、利便性は高くないが、小樽ならではの自然とともに、多様な暮らし方ができるゆとりある住環境を維持する居住エリアとして、これをその下、法に基づかない小樽市の独自区域として二つの区域に区分しております。

「④一般居住区域」は、人口減少に伴う生活サービス水準の低下により将来は多少不便になるものの広い敷地でゆとりのある多様な暮らしを享受できる区域、「⑤自然共生区域」は、これまでと変わらず不便ではあるが、自然に囲まれたゆとりある多様な暮らしを満喫できる区域で、一番下の段落、そのエリア形成の考え方としては、ゆとりある環境で、多様な暮らしを送りたいという想いに応える居住地となるよう、それぞれの特性に応じたゆとりある居住地の維持に努めるとともに、同区域の居住者が、ライフステージの変化などに合わせ、「居住推奨エリア」に住替えする際の移転支援策等を検討していくこととしております。

そして、一番下には、「2つのエリアの最も大きな違いは」として、本計画のエリアや区域の設定において、一番重要なところになりますが、赤字の「居住推奨エリア」については、「将来とも一定の公共サービスの充実を図ります」として、「長期的な時間軸の中で、計画に基づく国等の支援の活用や市独自の施策等により、段階的、徐々に利便性の向上を図るなど、公共サービスやインフラ整備等公共投資を集中」また、一方、緑色の「ゆとり居住エリア」については、「将来的には公共サービスは限定的となります。」として、「当面は現状の利便性を確保しながら、将来の人口減少等を踏まえ、長期的な時間軸の中で、土地利用の状況等を注視しながら 無理のない形で段階的に公共投資を縮減していくこと」としております。

そして、ページ右側上段には、計画に定める区域の全体配置イメージ、その下の表には、上から、エリア区分、法定・法定外の区分と区域名称、そして区域の場所、その下には、将来イメージとして、自然の豊かさと利便性の強弱を示し、住んでいただきたい方のイメージ、区域形成・誘導等の考え方を記載しております。

4 ページ

これを踏まえ、ページをめくりまして4ページを御覧ください。

ページ左側上の黒の下向きの三角のところ、「居住誘導区域はどこに定めるのか」として、その下の図が、市街図に、区域を入れたものになり、ページ左下に凡例がございますが、図の赤の枠内が「都市型居住推奨区域」、オレンジ色の枠内が「戸建居住推奨区域」で、この二つの区域を法に基づく居住誘導区域として設定します。また、緑色の枠内が市の独自区域である「地域特性活用居住区域」で、これら三つの区域が、将来も一定の公共サービスの充実を図る「居住推奨エリア」となります。

そして、青の枠内が市独自区域の「一般居住区域」、灰色、グレーの枠内が「自然共生区域」で、これら二つの区域を将来的には公共サービスが限定的となる「ゆとり居住エリア」として設定しております。

また、何も色が入っていない部分は、災害のおそれがある区域などの「その他区域」となります。

そして、ページ右側上には、市街化区域内に占める居住誘導区域の割合と各区域の面積を記載しております。

なお、区域面積につきましては、前回協議時点では、居住誘導区域の面積しか記載しておりませんでした。市独自区域とその他区域の面積についても追記しております。

また、ページ下段中央には、区域設定の考え方を記載しております。その考え方としては、黒丸の一つ目、先ほど御説明した計画の大きなポイントですが、本市の居住誘導区域は、40年先の将来を見据え、誰もが安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点、高次地域拠点、地域拠点及び広域連携交流拠点の徒歩利用圏で、住商の混在を許容する用途地域が指定されている区域、拠点から離れているが、計画的に開発がなされ都市基盤が整備されている一団の大規模住宅団地の区域を基本として、災害のおそれのある区域など居住を誘導するのに適さないと考えられる区域等を勘案しながら定めることとしております。

また、黒丸の二つ目、居住誘導区域の外側に小樽市独自の区域を定め、長期的な時間軸の中、自らの意思で多様なライフスタイルが選択できる環境を創りながら、緩やかに無理のない形で段階的に都市の変容を図っていきますとしております。

なお、このページの図を拡大した詳細図が、資料 No. 1 小樽市立地適正化計画（案）の資料編、198ページから207ページに掲載しております区域詳細図になります。

5 ページ

ページをめくりまして5ページを御覧ください。

ページ左側上の黒の下向きの三角、「都市機能誘導区域はどの拠点に定めるのか、誘導施設としてどのような都市機能施設を定めるのか」として、本編の第5章 都市機能誘導区域と第6章 誘導施設の内容になります。具体的には、図で御説明いたします。

拠点間を結ぶ緑の「基幹的公共交通軸」である国道5号や JR 線などを中心に、都市機能誘導区域を配置しています。

赤の中核都市機能誘導区域については、基幹的公共交通軸の中心に、赤のドーム状で示された「中核都市機能誘導区域」を配置します。これは、法に基づき都市機能の中核を担うエリアです。

青の副次都市機能誘導区域については、本市は東西に長い地形のため、中核都市機能誘導区域の両端に位置する長橋と新光に、青で示された「副次都市機能誘導区域」を配置します。この区域は、複数の拠点地区周辺を対象とした利便性を確保する区域等で、法に基づかない市独自の区域として、将来的には法に基づく都市機能誘導区域への転換を検討していきます。

緑の準中核都市機能誘導区域については、本市の中心部から離れ、独立した生活圏を形成している銭函に、緑色で示された「準中核都市機能誘導区域」を配置します。これは、法に基づく都市機能誘導区域として、中核都市機能を補完する区域です。

広域連携交流都市機能誘導区域については、新幹線新駅周辺の山側に紫色で示された「広域連携交流都市機能誘導区域」を配置します。これは、法に基づく都市機能誘導区域として、新たな玄関口の機能を形成する区域です。

ページ左側下、一般都市機能誘導区域については、「手宮地区」「緑地区」「桜地区」「塩

谷地区」「高島地区」に、地域の日常的な生活サービスを担う「一般都市機能誘導区域」を配置します。この区域は法に基づかない市独自の区域であり、日常的な生活サービス機能を担う区域です。

なお、法に基づく居住推奨エリア内の高次の都市機能や、主要な交通結節機能を提供する拠点を、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域に定めることとして、その他の拠点地区については、市独自の区域としております。

図には、各都市機能誘導区域の名称とおおむねの区域が示され、その下には対象となる拠点地区、各区域の目的・役割、そして定める誘導施設が記載されています。

6 ページ

ページをめくりまして6ページを御覧ください。

前述の区域等を踏まえ、ページ左側上の黒の下向きの三角、「都市構造（住む場所や事業エリア）の再編に当たって、どのような支援策（誘導施策）などを考えているのか。また、その有効性の検証はどのようにするのか。」として、ページ下段が、本編の第7章「誘導施策」、ページ右上が第9章「計画の推進」の内容になります。

また、図として居住誘導区域と、黒枠で都市機能誘導区域を入れた市街図を示しております。

なお、都市機能誘導区域を拡大した図を、資料 No 1 小樽市立地適正化計画（案）の資料編、208ページから218ページの「拠点地区カルテ」に掲載しています。

それではまず、ページ下段の誘導施策のところを御覧ください。

前回の協議時点では、黒丸の二つ目の「施策の内容」の2行のみの記載でしたが、前回協議の際、「市が主導で誘導施策を展開してくのか、具体事業について今は記載できないと思うが、将来はどのような方向で誘導を考えているかなどについて、市民が理解しやすいよう、誘導施策に関する説明をもう少し書き加えた方がよい」との御指摘を受けましたので、黒丸の一つ目、「施策の展開方向」を追記するとともに、併せて、計画書の本編98ページにも追記いたしました。

追記したところを読ませていただきます。

施策の展開方向、「誘導施策を推進することにより、必要な施設の維持・誘導や交通利便性を確保するなど、利便性と安心して暮らせる環境を整えることで、その地域の魅力に導かれ、市民等が自らの意思でその居住地を選択し、その結果として、人口密度が適切に維持され、商業施設や医療施設などの経営環境も安定し、良好な地域の環境を形成することが期待されます。このような環境の実現性を高めるために、公共施設の整備などを通じて、利便性を高める区域形成施策や交通網形成施策と、不動産の流通促進などを通じて、居住地等の移転をしやすくする誘導等促進施策を展開していきます。また、自然環境に恵まれた地域については、その地域ならではのゆとりある環境で、住み続けていくことができるよう施策を進め、全市的に均衡の取れた発展を目指します。」としております。

そして、この考え方を踏まえ、黒丸の二つ目、「施策の内容」としては、居住誘導区域や都市機能誘導区域等の目指す環境を実現するため、居住、都市機能、交通ネットワークの三つの視点で、青字部分の「取組目標（全体）」と、赤字部分の「重点目標」、目標を達

成するための区域ごと、交通軸ごとに講じる「取組、具体的な施策①から⑬」を以下のとおり定めることとしております。

また、その主な内容としては、左下の表、「居住に関する施策」では、青字の「取組目標・全体」、居住の視点での計画全体の目標を「安全・快適に住み続けられる”小樽ならではの住みよさ”が備わった居住地をつくる」として、その下、赤字の「重点目標」、法に基づく居住誘導区域に係る目標を「居住者を誘導する」「居住の質・魅力を高める」としてしております。

そして、これら目標を達成するための取組として、左下の枠内、＜誘導等促進施策＞「住まい、受け皿の確保」と、右下の枠内、＜区域形成施策＞「良好な住環境の確保」の二つを柱として、6つの施策を展開することとしております。

次にその横真ん中の表、「都市機能に関する施策」では、青字の「取組目標・全体」、計画全体の目標を「魅力的な拠点を中心とした市街地をつくる。」、その下の赤字の「重点目標」、都市機能誘導区域に係る目標を、「高次都市機能施設を誘導する」「都市機能の質・魅力を高める」としてしております。

そして、同様に、＜誘導等促進施策＞「都市機能施設、受け皿の確保」と、＜区域形成施策＞「都市機能誘導区域の形成」の二つを柱として、4つの施策を展開することとしております。

次にその横、右側の表、「交通ネットワークに関する施策」では、青字の「取組目標・全体」、計画全体の目標を「持続可能な交通ネットワークをつくる。」、その下の赤字の「重点目標」、居住誘導区域に係る目標を「基幹的公共交通軸等を中心とした拠点間の移動を支える」としてしております。

そして、同様に、＜交通網形成施策＞「拠点間の移動を支える。」を柱として、三つの施策を展開することとしております。

そして、ページ右上が、重点目標等の達成に向けた施策等の有効性を評価し、適時、適切に計画の見直しや追加的対策を図っていくための「評価指標と目標値」、そして、その右側、オレンジ色の白抜き文字のところ、重点目標を含む取組目標が、期待する効果の達成につながっているかを評価するための「効果指標」になります。

計画案の本編

180ページ

ここで、計画の推進に向けた計画の評価等に関する考え方や、目標達成に欠かせない行政と住民との協働について、概略を御説明いたします。計画案の本編、180ページを御覧ください。

第9章の「計画の推進に向けて」として、(1)は、国交省の都市計画運用指針における評価の考え方、そして、その下、この国の考え方を踏まえた、(2)本市における計画の評価に関する考え方としては、黒丸の一つ目、PDCAサイクルの考え方に基づき、おおむね5年ごとに、計画に記載する施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況を精査・検討すること、また、黒丸の二つ目、評価に当たっては、総合的に分析・評価し、改善・充実等について検討を行い、必要に応じて計画の見直

しを実施することとしております。

この他、黒丸の三つ目、都市計画マスタープランの見直しや法令の改正、総合計画等の上位計画の改定などとの整合を図る必要が生じた場合において、計画の見直しを行うこととしております。

そして、計画の推進に当たっては、行政と市民が協力すること、行政が一方的に施策等を推進することにより居住等を動かすのではなく共に考えながら進める必要があります。

181ページ

見開き右の181ページ、「(3) 多様な主体の協働による計画の推進」として、3行で記載しておりますが、本計画は、従来のように行政が主体となり、具体的なルールや制限を設定して都市を計画的に導くものではなく、住民との協働を通じて、望ましい都市の姿を実現していくものであり、市民との協働が必要不可欠であります。

上段の青に白抜き文字のところ、その協働のまちづくりの基本的考え方と、中段から下段にかけて、本計画が目指すまちづくりの実現のための行政と市民の役割分担を記載しております。詳細の説明については、割愛させていただきます。

概要版

6ページ

概要版の6ページに戻りまして、右上の「評価指標・目標値」の表を御覧ください。居住など4つの視点でそれぞれ設定しており、具体的な指標について上から御説明いたします。

まず、居住に関する評価指標は、居住誘導区域内の人口密度、その下、都市機能に関する評価指標は、都市機能誘導区域内の高次都市機能施設（誘導施設）の機能数、その下、交通ネットワークに関する評価指標は、居住誘導区域内の基幹的公共交通軸等徒歩圏エリアカバー率、その下、防災に関する評価指標は、市街化区域内の防災上危険性が懸念される地域に居住する人口割合、そして、その横、取組目標が、期待する効果の達成につながっているかを評価するための「効果指標」としては、上から、効果1は、主に居住に関する効果と指標になりますが、その効果を「居住・都市機能の質・魅力や利便性の向上」、その指標を「計画区域内の土地価格」としております。

その下、効果2は、主に都市機能に関する効果と指標になります。その効果を「都市機能誘導区域の魅力や滞在の快適性の向上」、その指標を「都市機能誘導区域内の平均滞在人数、人の集まり具合」としております。

その下、効果3は、主に交通ネットワークに関する効果と指標になり、その効果を「拠点間における公共交通ネットワークの確保」、その指標を「地域公共交通に対しての市民満足度」としました。

なお、防災に関しては、災害の発生により、その効果が明らかになるものと考えられることから、設定しておりません。

7ページ

ページをめくりまして7ページを御覧ください。

ページ左側上の黒の下向きの三角、「法に基づく「居住誘導区域」と「都市機能誘導区

域」の区域外で、新たに建築行為や開発行為を行う際には、何か制限があるのか」として、ページ左側上段が、居住誘導区域の区域外における届出、下段が、都市機能誘導区域の区域外における届出の概要になり、本編の第7章の内容、また、ページ右側の表は、都市機能誘導区域の区域外において、建築行為等をする場合に届出が必要となる誘導施設の一覧になり、第6章に記載されている内容になります。これらは、都市再生特別措置法に基づき必要となる手続きです。

資料には記載しておりませんが、これまでのまちづくりにおいては、都市計画法に基づく用途地域などの土地利用規制を活用し、法的な強制力を持った形で、居住や都市機能の配置をコントロール、規制・誘導してきましたが、立地適正化計画は、こうしたこれまでの手法に加えて、このページの都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用しながら、国の様々な支援制度を活用した取組や、計画を踏まえた子育て・医療・福祉などの市の関連計画による取組と合わせ、長期的な時間軸の中で、法的な強制力を持たない、緩やかなコントロール手法により居住等を一定の区域に誘導、動かして行こうとするものがあります。

こうした考えの下、ページ左側上段、下段の各届出の概要に、太字で強調して記載しておりますが、この届出制度は、居住誘導区域や 都市機能誘導区域の区域外における住宅開発等や誘導施設の整備の動きを把握するためのものとされ、例えば、3戸以上の住宅ですので、アパートなどを区域外に建てる時は届出が必要となりますが、一軒家を建てる時は不要となっております。

また、この届出の対象となる行為を行おうとする場合は、法に基づき、行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします

【質疑】

《会長》

ありがとうございました。

法に基づく区域と、それに加えて小樽市独自の区域を設定するということから始まりまして、設定した区域を小樽市に当てはめて、さらには、それぞれの区域について、施策というものを提示し、また、その効果を測る指標というものも示していただきました。

前回も一度御説明をいただいておりますけれども、大変ボリュームのあるもので、全てを理解するにはなかなか難しい部分もあると改めて感じております。

こういったことでも結構でございます。御質問や御意見があればいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

《A 委員》

2点ほどありまして、一つ目がですね、パブリックコメントの中で、公共交通の部分についての心配の声があったのかなと思うんですよね。コンパクトプラスネットワークと言っても、やはりネットワークが不十分だと上手くないんじゃないかなと思います。

先ほど、ネットワークの部分は、将来的に多様な移動手段の組み合わせを含めた、包括的な視点でというようなことを言われていて、居住推奨エリアの方では、将来にわたって利便性を確保し住みやすい住環境を備えた居住エリアとはしていますけれども、住んでいただきたい方の部分では、自家用車を主な移動手段とするといったことも書かれていますので、居住推奨エリアということにしながらも、公共交通については今後減るという前提で計画を進めているものなのか、そのあたりを伺いたいと思います。

あともう一つ目は、小樽市の人口の約半分の方が居住推奨エリアで、もう半分の方がそうではないエリアになるということなので、住民やまちづくりへの影響が非常に大きい計画だと思うんですね。200ページ以上の計画案なので、これを住民の方に知ってもらうという意味では、やはり4回の住民説明会では、私はまだまだ少ないと思いますし、実際に住民説明会に参加された方数名にいろいろお聞きしましたがけれども、1回じゃやっぱりわかりませんとか、もっと説明会を開くほうがいいんじゃないのかとか、そういうお話もしていましたので、先ほど3月下旬に計画策定した後に、2か月から3か月住民に周知していくと言われていたんですけれども、計画を策定する前に、案の状態で、広くもっと住民に周知をする必要があるのではないかと思います。そのあたりの考えを伺いたいと思います。

《会長》

ありがとうございました。

2点御意見がございます。事務局からよろしくお願いします。

《事務局》

建設部の主幹の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。御質問ありがとうございます。

まず1点目の交通ネットワークの関係で、減るという前提でやっているのかというお話なんですけれども、当然この計画は維持していくためのものがあるので、維持を前提として考えてございます。

それともう1点、住民説明会の関係なんですけど、パブリックコメントに対する市の考え方として、参考資料2の3ページ一番下の14番を御覧いただきたいんですけれども、本市の東西に細長い地形や生活圏を考慮して、市内の4会場で説明会を開催しております、これ以上説明会に関しては、今のところ実施する予定はございません。

また、先月末にですね、小樽市内の地区連合町会の会長さんが集まれる、総連合町会の理事会の方でも我々説明をいたしまして、その中でも一定の御理解は得られたと考えております。

この計画は、学識経験者や市民の代表などで構成される立地適正化計画策定委員会の中で、いろいろな御意見を聞きながら、4年かけて策定してきました。その過程において、通常1回しか行わないパブリックコメントを、基本的な考え方を示す基本方針骨子を作成した段階で一度行い、さらにそれを踏まえて区域等を検討した後に、再度全体のパブリックコメントを行っています。あとは子育て世代のワークショップなども行って

おりますので、一定程度市民の方々には周知しましたし、一定程度御理解が得られていると考えております。

《会長》

はい、ありがとうございます。

A 委員、いかがでしょうか。

《A 委員》

とりあえず、よろしいです。

《会長》

はい、ありがとうございます。

他いかがですか。

《B 委員》

すみません、少しくだらな質問になるかもしれませんが、市民代表ということで本審議会に参加しております、B といいます。

正直言って私には全然分からない、何が何だか分からないです。私が思うのは、誰のための計画なのか、というのと、どの世代を見据えた計画なのかということです。

皆様御存じのように、2040年の小樽の人口は約7万人になってしまうんじゃないかと言われています。しかも、生産性のある年代の人口が大幅に少なくなります。うちの娘は今大学受験の最中なんですけど、まずその世代は小樽に残らないですよ。というのも、小樽には大学がないからです。まあ商大はありますけどもね。それと、うちの娘は、自分がやりたいことは小樽ではできない、と言っているんですよ。

私は60年間小樽で暮らして、小樽のまちは好きだし、小樽のまちを将来的に何とかする委員会に入れるならと思って、思い切って募集を受けてみて、何回か欠席はしてしまっただんですけど、ずっと聞いているとですね、俺じゃ分かんないな。俺じゃ分かんないのに、市民は分かるのかな。じゃあ誰のためにやっているのかな。という疑問を常に抱いていました。

今日もうちの妻からは、あんた何も分かんないんだからしゃべるんじゃないって言われてきたんですけど、実は私、今年中に家族で札幌に移住するものですから、もうひょっとしたらこの委員会も最後になるかもしれないと思ったので、言わせてもらいます。

まず一つ、小樽って魅力がないですよ、今の時点で。40年後を見据えた計画と言っていますけど、20年後には約7万人しか人口が残らないだろうと言われているまちで、皆さんどこを見て計画をして、どこを見て小樽を良くしようとしているのかなと。

もう一つ、40年後、私は100歳ですから生きているかも分からないですけど、仮に40年後の小樽を私は見ることができないのはいいとして、40年後の小樽で活躍するのは今の10代前後の人ですね。その人たちにこの計画の説明をしても、当然わからないと思うので、それは仕方がない部分もありますが、やはり市民の代表としては、先ほど

A さんがおっしゃっていたように、もっと分かりやすいものをもっと分かりやすく市民に説明して、市民の理解を得た上での計画の実施が必要なのかなと思いました。

大変生意気な言い方で、この委員会にはそぐわない発言もあったかもしれませんが、思っていることを言わせていただきました。

以上です。

《会長》

はい、ありがとうございます。

事務局から、いかがでしょうか。

《事務局》

20年後、さらには40年後の将来を見据えているので、特に我々の次の世代、またその次の世代の方たちが、この小樽というまちに住み続けることができるようにするという視点で計画をしております。そのために、長期間かけて市民の皆さんとともに取り組みを進めていこうというものです。

《会長》

20年後、小樽市の人口が約7万人に減るという話がありますね。そのあたりは人口問題研究所で、これを計算する計算式があって、ある意味その計算にのっとった形での推計ということで、それはそれとして一つの予測なんですけど、何もしないで放っておくと、20年後、40年後どうなるかっていう姿を考えると、人口減少によるいろいろな弊害が出てくると思うんですよね。それをなるべく少なくするようにしていくということが求められていると思います。これがまさにコンパクトシティを目指す、この立地適正化計画であるので、非常に厳しい状況であるということは間違いないと思うんですけど、何もせずいるのではなくて、いろいろな弊害を想定しながら何とか手を打っていこうということで、立てている計画だと思います。

また、長期間かけて市民の皆さんとともに取り組みを進めていこうというもののなので、若い世代の方々にも理解していただかないといけないし、このことを市が担い手として考えていくということも非常に重要だと思います。作りっぱなしということでは決してなくて、5年ごとに見直すという話もありますけれども、そういうことをしながら、もっと分かりやすい簡単な形で中学生あるいは小学生にも分かるように説明し周知していく、ということも含めてやっていただくということが非常に重要だと思いますので、今後の展開として事務局の方でも、今の御意見を踏まえて、その周知の仕方とか、実効性ということについては、今後この計画を進めていく中で検討していただきたいと思います。いかがですか。

《事務局》

先ほども少しお話したんですけれども、先月の1月31日に、総連合町会の理事会でもこの計画について御説明させていただきました。計画に対しては一定の御理解をいた

だいた中で、大変貴重な御意見をいただいたんですけども、やはり大事なはこの計画の進め方だというお話でして、これからの若い人たちがこの計画を理解して考えていかないと、この計画は進まないんじゃないかと、そういった御意見をいただいております。

我々としては、本日答申をいただきますと策定ということになりますが、3か月間の周知期間をとりまして、周知方法に関しては今後検討していくような形になると思いますけれども、特に若い方たちへの周知方法については慎重に検討した上で、市民の方々に十分に周知していきたいと考えてございます。

《会長》

はい、ありがとうございます。

いかがでございませうか。

《B 委員》

皆さん小樽について思っていることは絶対あると思うんですよ。小樽ってすごく住みやすいまちなんですよ。ただ反対に、何もないまちというか、それが魅力のなさだと思うんですよ。

これからいろいろなことをやっていく上で、そんなにまちが大きくなる必要もなく、コンパクトでいいと私は思います。やはり魅力のあるまちにしていかなければならないという想いは持っているので、できる限りのことはやればなと思っています。どうもありがとうございます。

《会長》

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。特段、ご質問やご意見等ございませんでしょうか。

もしなければ、今回は諮問ということでございますので、挙手で採決ということになります。採決をとることに、御異議ありませんでしょうか。よろしいですか。

【採決】

《会長》

それでは、諮問事項「小樽市立地適正化計画」について、お認めいただける方については、挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数でございます。

よって今回の議案につきましては、当審議会として同意することといたします。誠にありがとうございました。

本日予定しておりました議案は終了でございます。

(2) その他

《会長》

それでは最後に(2) その他として、事務局から何かございますか。

《事務局》

特にございません。

《会長》

無いようなので本日の審議は終了といたします。御協力いただきまして、誠にありがとうございました。私の方から事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

4 閉会

《事務局》

本日は、長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第202回小樽市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は大変ありがとうございました。